

○通常の請求について

	備前市の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合	他市町村の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合
備前市内事業所	備前市のサービスコードにより請求 備前市の地域区分単価 10円	他市町村のサービスコードにより請求 他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か他市町村所在地の地域区分を設定するか異なるため、利用者の保険者へ要確認
市外事業所	備前市のサービスコードにより請求 備前市の地域区分単価 10円 ◎A1・A5コード除く	—

注) サービス種類がみなし指定である介護予防訪問サービス(A1)、介護予防デイサービス(A5)については、事業所所在地における地域区分の単価が適用になります。(介護予防と同じ考え方)

※ 他市町村の総合事業のサービス種類については、他市町村保険者にお問い合わせください。

○住所地特例対象者の請求について

	備前市の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合	他市町村の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合
備前市内事業所	—	備前市のサービスコードにより請求 備前市の地域区分単価 10円
市外事業所	施設所在地のサービスコードにより請求 他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か他市町村所在地の地域区分を設定するか異なるため、利用者の施設所在地保険者へ要確認	—

※ 住所地特例対象者の場合は、サービスを提供する施設所在地の市町村の地域区分単価を設定します。

※ 他市町村の総合事業のサービス種類については、他市町村保険者にお問い合わせください。